

秋田県洋上風力発電関連先行投資者支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 秋田県洋上風力発電関連先行投資者支援補助金（以下「補助金」という。）については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 「能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「由利本荘市沖」における洋上風力発電事業について、当該事業の実施予定者が撤退を表明したことを受け、先行して設備投資を実施した県内企業を支援することにより、挑戦意欲を維持し、継続的に洋上風力発電関連事業への参入を促進する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象海域 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第8条第1項の規定に基づき、令和2年7月21日付で指定された「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」又は「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」をいう。

二 第1ラウンド関連事業 令和3年12月24日付で公表された対象海域における選定事業者（以下「第1ラウンド事業者」という）の洋上風力発電事業計画に関連する事業をいう。

三 設備 洋上風力発電に係る部材の製造、建設、メンテナンス又は宿泊サービスを行う事業の用に供される機械、装置並びに建物及びその附属設備をいう。

(補助対象企業)

第4条 補助金の交付の対象となる企業は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 第1ラウンド関連事業への参入を目的として、令和4年1月以降に金融機関から総額5千万円以上の融資を受け、令和7年8月までに当該融資を活用して設備を導入又は設置していること。
- 二 県内に本社機能を有する事務所を設置していること。
- 三 秋田県税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条第1号における融資に伴い令和7年9月から令和8年3月までの間に金融機関に支払う利子の額に、第1ラウンド事業者の洋上風力発電事業からの撤退により生じた設備の非稼働の割合を乗じて得た額とする。

- 2 補助金の対象となる経費は、令和7年12月以降に対象海域の発電事業者が選定された場合には、前項の規定にかかわらず、前条第1号における融資に伴い令和7年9月から当該選定の結果が公表された月までの間に金融機関に支払う利子の額に、第1ラウンド事業者の洋上風力発電事業からの撤退により生じた設備の非稼働の割合を乗じて得た額とする。
- 3 補助金の額は、補助金の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。
- 4 補助金の額は、千円単位で算定し、千円に満たない場合は切り捨てる。
- 5 補助金の交付限度額は、2百万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする企業は、要綱第2第1項の規定による補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 要綱様式第2号の別に定める事業実施計画書は、様式第1号のとおりとする。
- 3 要綱第2第2項（3）のその他別に定める書類は、別表第1のとおりとする。

(決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があり、当該審査に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該年度の予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により決定したときは、要綱第4の規定により当該決定を受けた企業（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、要綱第6第1項の規定による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 要綱様式第2号の別に定める事業実績書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 要綱第6第2項（3）のその他別に定める書類は、別表第2のとおりとする。

附則

- 1 この要領は、令和7年12月25日から適用する。

別表第1（第6条関係）

その他別に定める書類

種 別	摘 要
企業概要を確認できる書類	所在地、資本金、従業員数等を確認できる書類
定款の写し	
登記簿謄本	
秋田県税について滞納がないことを証する書類	
融資内容を確認できる書類	融資に係る金銭消費貸借契約証書の写し等
返済計画を確認できる書類	金融機関が発行した返済予定表の写し等
第1ラウンド関連事業への参入を目的として、融資を受けたことを確認できる書類	関連するマッチングイベントへの参加や関連企業への営業等の活動実績をまとめた書類等
その他知事が必要と認めた書類	必要に応じて提出

別表第2（第8条関係）

その他別に定める書類

種 別	摘 要
返済実績を確認できる書類	金融機関が発行した利子の返済に係る証明書等
その他知事が必要と認めた書類	必要に応じて提出